

入 札 説 明 書

令和 8 年札幌市告示第2481号に基づく入札については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 告示日 令和 8 年 6 月 22 日
- 2 契約担当部局 〒064-8586 札幌市中央区南 4 条西10丁目
札幌市消防局総務部施設管理課装備係 電話(011)215-2030
- 3 入札に付する事項
 - (1) 借入件名及び数量 消防ヘリコプター代替機借受け 1 式
 - (2) 借入件名の特質等 仕様書による。
 - (3) 借入期間と納入期日
ア 借入期間 令和 8 年 11 月 18 日から令和 8 年 12 月 18 日
イ 納入期日 令和 8 年 11 月 17 日
 - (4) 借入場所 石狩市新港東 2 丁目 1 番 2 号 札幌市消防局石狩ヘリポート
 - (5) 入札方法
総価で行う。「入札書」には、「算出書」を添付(要割印)し、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。
また、入札書に記載する金額にあつては、「算出書」において、消費税及び地方消費税を除いた課税対象額及び非課税対象額をそれぞれ見積り(円単位で記載すること。)その金額の合計を総価として記載すること。
 - (6) 契約方法
「算出書」に記載された課税対象額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)に非課税対象額を加算した金額を落札額とする。
※課税対象額とは消費税及び地方消費税が課税される金額とする。
※非課税対象額とは消費税及び地方消費税が課税されない金額とする。
- 4 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
 - (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
 - (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
 - (5) 令和 8 ～11 年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が「物品賃貸業」「その他サービス業」のいずれかに登録されている者であること。
 - (6) 航空法第20条第 1 項の規定による事業場の認定(航空機の整備及び整備後の検査の能力、航空機の整備又は改造の能力)を受けた者であること。
- 5 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先 上記 2 に同じ。
また、契約条項は札幌市消防局ホームページにおいてもダウンロードすることができる。
<https://www.city.sapporo.jp/shobo/shokai/keiyaku.html>
 - (2) 入札書の受領期限
令和 8 年 7 月 1 日(水) 17 時 00 分(送付の場合は必着のこと。)
 - (3) 入札書の提出方法
ア 入札書は別紙 1 の様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和 8 年 7 月 2

日 9時30分開札 消防ヘリコプター代替機借受けの入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。

イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和8年7月2日9時30分開札 消防ヘリコプター代替機借受けの入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに入札書の受領期限までに送付しなければならない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 本件の仕様等に対する質問

ア 質問の提出方法 書面による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。

イ 質問の提出先及び提出期限 上記2の契約担当部局へ、上記1の告示日から令和8年6月26日（金）17時00分までに提出すること。（持参による場合は、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く、9時00分から17時00分まで）

ウ 質問に対する回答 質問に対しては、ファクシミリにより回答する。

なお、質問に対する回答は、令和8年6月29日（月）17時00分までに札幌市消防局ホームページ（5(1)に掲げるURL）に掲載する。

(5) 入札の無効

ア 本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第6条第3項の規定により入札書を受領した場合で、同条第1項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときは、当該入札書は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに委任状（別紙2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和8年7月2日（木）9時30分 札幌市消防局3階入札室

(9) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制

限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数
は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 要。 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに、本入札説明書に示した物品を納入できることを証明する書類【航空機登録証明書、耐空証明書、運用限界等指定書、航空機に搭載する無線機の無線局免許状及び航空法第20条1項の規定による事業場の認定書類】（写し）を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

また、入札者は、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(5) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(6) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期限内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項 別紙3のとおり

(9) 上記4(2)の後段に基づき、参加資格申請をし、その結果、参加資格がないと認められた場合には、その事実を知り、又は合理的に知り得た時から10日以内に、その

事由についての説明を書面により求めることができる。